

報道関係者各位

2020年4月23日(木)

明電ケミカル株式会社

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策について（3）

新型コロナウイルスにより罹患された皆さま、および関係の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため4月8日以降、緊急事態宣言対象地域にある拠点において順次「原則在宅勤務」を実施し、4月16日以降は「特定警戒都道府県」の13都道府県に拡大しております。

**実施期間についてはこれまで4月28日迄を予定していましたが、さらなる感染拡大防止を目的に、5月末日まで延長します。**

関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 明電ケミカル 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

対 象 営業部東京事務所（大崎）、及び営業部関西営業所（大阪市）

対 策 原則在宅勤務とする。

※特定警戒都道府県となった地域に生産拠点がある場合、明電グループとして社会的責任を果たす必要があることを鑑み、感染リスク軽減策を十分に実施した上で稼働を継続します。

期 間 ～5月31日(日) (予定)

その他、下記の対策を実施しています。

#### <主な対策>

- ・時差出勤の拡充
- ・年次有給休暇、半日・半々日休暇等の取得推奨
- ・特別休暇の取得
- ・海外出張全面禁止
- ・不要不急の国内出張自粛
- ・全社的な集合会議の延期または自粛
- ・外部イベント・会議・懇親会等への参加自粛
- ・生産拠点における対応

業者・お客様

入構の際検温実施等

従業員

管理職による従業員検温実施の管理

出張者

日帰りを含む出張者の検温実施

以 上